



年金生活者支援給付金制度について

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3162 FAX229-5001

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。なお、ご案内と事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象

- 老齢基礎年金を受給している65歳以上で、世帯員全員の市町村民税が非課税であり、年金収入額とその他所得額の合計が87万9,900円以下の人
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、前年の所得額が基準額以下の人(基準額の例…扶養親族がない場合462万1,000円)

請求の手続き

- 新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象者には、10月中旬に日本年金機構からお知らせが送付されています。同封の「年金生活者支援給付金請求書」を提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

- 年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または保険医療助成課で手続きをしてください。

問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165



地域でがんばる皆さんへ

市民活動を応援します！

問い合わせ 地域連携課 ☎229-3110 FAX229-3366

津市では「対話と連携のまちづくり」のための市民活動を推進しています。地域の課題解決のために公益的な活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとしている団体を対象に、令和3年度の活動経費の一部を支援します。

交付金の種類および内容 (同時に2つの交付金に応募することはできません)

	市民活動団体設立等支援交付金	市民活動推進交付金
交付金額	交付対象経費の合計額×1/2 (上限10万円、1円未満切り捨て)	交付対象経費の合計額×1/2 (上限20万円、1円未満切り捨て)
交付回数	1回	3回まで
交付対象経費	市民活動団体の設立・運営に必要な経費*	交付対象事業の実施に必要な経費*
対象事業期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	

*人件費、食糧費、5万円を超える備品購入費、施設などの建設整備および修繕費は除く

応募団体の要件

対象となる団体	対象とならない団体
<ul style="list-style-type: none"> • 構成員が5人以上で、津市内に主な活動拠点があり、自主的な公益活動をしている市民活動団体 • 団体の設立目的、組織、運営に関する規約、会則などを定めており、適切な会計処理が行われている団体 • 令和3年4月1日時点において設立後1年を経過していない市民活動団体(市民活動団体設立等支援交付金のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> • 3回以上、市民活動推進交付金を交付された団体(市民活動推進交付金のみ) • 地域組織(自治会、地区社会福祉協議会、老人会、子ども会、自主防災会) • 構成員相互の共益、親睦の活動のみを行う団体

応募方法 地域連携課にある提案書(津市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで地域連携課(T514-8611住所不要、☎229-3110@city.tsu.lg.jp)へ ※応募を考えている団体は事前に同課までご連絡ください。

締め切り 1月15日(金)17時必着

選考方法 2月20日(土)9時から、津リージョンプラザ1階中央保健センター待合ホールで開催する公開審査会「市民セレクション」でプレゼンテーションを行い選考

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。